

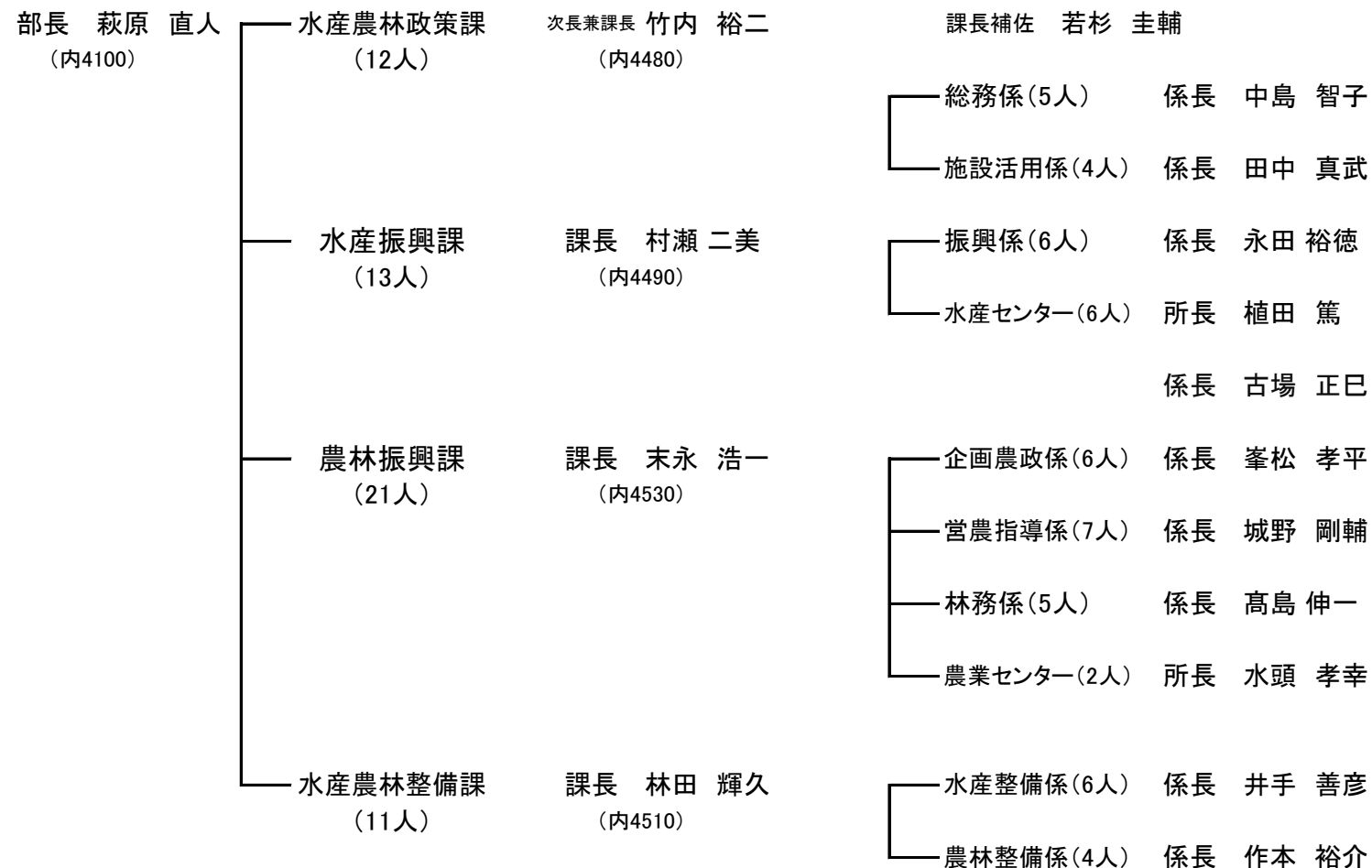
所 管 事 項 調 査

【目次】	ページ
1 水産農林部機構表（令和 7 年 4 月 1 日）	2
2 水産農林部事務分掌	3
3 令和 7 年度の主な取組みについて	7

水 産 農 林 部
令和 7 年 6 月

1 水産農林部機構表(令和7年4月1日)

水産農林部(57人)



2 水産農林部事務分掌

課	係、出先機関	分 掌 事 務
水産農林政策課	総務係	(1) 部の統括に関すること。 (2) 部の所管に係る国庫支出金等に関すること。 (3) 部の所管に係る県施行事業費負担金に関すること。 (4) 部の所管に係る予算の経理に関すること。 (5) 地元農水産物の情報発信に関すること。 (6) 部内事務の連絡調整に関すること。 (7) 一般財団法人長崎市地産地消振興公社との連絡調整に関すること。
	施設活用係	(1) 野母崎高浜海岸交流施設に関すること。 (2) 長崎ペンギン水族館に関すること。 (3) 道の駅夕陽が丘そとめに関すること。 (4) 植木センターに関すること。 (5) 体験の森に関すること。 (6) 高島ふれあい海岸に関すること。 (7) 旧伊王島海水浴場交流施設に係る環境整備に関すること。

課	係、出先機関	分 掌 事 務
水産振興課	振興係	(1) 水産業の振興に関すること。 (2) 水産振興事業の基本計画の策定に関すること。 (3) 漁場等整備事業の計画に関すること。 (4) 水産施設の設置及び改良に関すること。 (5) 水産振興計画審議会に関すること。 (6) 水産関係団体との連絡調整に関すること。
	水産センター	(1) 水産動植物の種苗の生産及び供給に関すること。 (2) 漁業者の漁業技術の指導に関すること。 (3) 水産動植物の増殖及び養殖に係る技術開発、調査及び分析に関すること。 (4) 橘湾栽培漁業推進協議会及び西彼地域栽培漁業推進協議会との連絡調整に関すること。

課	係、出先機関	分 掌 事 務
農林振興課	企画農政係	(1) 農業及び畜産の整備事業の基本計画の策定に関する事。 (2) 農業振興計画審議会に関する事。 (3) 農業関係団体、農業センター及び農業委員会との連絡調整に関する事。
	営農指導係	(1) 農業及び畜産の振興に関する事。 (2) 圃場整備の企画調整に関する事。 (3) 家畜伝染病の予防及び農作物病虫害に関する事。 (4) 有害鳥獣対策に関する事。
	林務係	(1) 林業の振興に関する事。 (2) 林業の整備事業の基本計画の策定に関する事。 (3) 森林の整備の推進に関する事。 (4) 森林法等に基づく許可、意見書等に関する事。 (5) 森林レクリエーションに関する事。 (6) 林業関係団体との連絡調整に関する事。
	農業センター	(1) 農業センターの管理運営に関する事。 (2) 農業振興に関する相談、研修等に関する事。 (3) 農業の活動支援に関する事。

課	係、出先機関	分 掌 事 務
水産農林整備課	水産整備係	(1) 漁港等整備事業の計画、設計及び施行に関する事。 (2) 漁場等整備事業の設計及び施行に関する事。 (3) 漁港施設の維持管理に関する事。 (4) 漁港施設の災害復旧工事に関する事。 (5) 漁港施設の使用等の許可に関する事。 (6) 漁港の区域内の水域又は公共空地における行為の許可に関する事。 (7) 漁港の埋立申請・竣工認可に関する事。 (8) 部の所管に係る公有水面埋立地の確認等に関する事。 (9) 漁港台帳に関する事。
	農林整備係	(1) 農林業施設の計画、設計及び施行に関する事。 (2) 農林業施設の維持管理に係る総合調整に関する事。 (3) 農地及び農林業施設の災害復旧工事に関する事。 (4) 治山に関する事。 (5) 農林業施設の使用及び占用の許可並びに土木施工承認に関する事。 (6) 農林業施設の整備及び維持管理に係る農林業関係団体との連絡調整に関する事。 (7) 農林業施設の台帳に関する事。 (8) 小規模農業用水利施設改修費補助金に関する事。

3 令和7年度の主な取組みについて

(1) 水産業の振興について

ア 赤潮対策について

(ア) 概要及び被害状況

令和5年度に橘湾で発生した赤潮（カレニア・ミキモトイ）により、過去最大規模の被害（約8.7億円）が発生し、さらに令和6年度においても橘湾（戸石地区）や西彼海域（三重地区）において広範囲に発生した赤潮（シャットネラ・アンティーカ）により、ブリ、ヒラマサ、シマアジなどの養殖魚に大きな被害（約4.6億円）が発生した。

年度	地区	被害魚種	被害尾数	被害金額
R 6	三重地区	ブリ・ヒラマサ	10 万尾	4.0 億
	戸石地区	シマアジ・トラフグ等	5 万尾	0.6 億
R 5	戸石地区	トラフグ・シマアジ・マダイ等	70 万尾	8.7 億



(イ) これまでの対応策

a モニタリング体制の強化・被害発生時の支援

【国 事 業】観測機器等の導入支援、モニタリングに係る経費支援、防除剤の導入支援

【県市事業】防除剤の導入支援、へい死魚処理に係る経費支援

b 養殖業の再建支援

【県市事業】代替魚導入支援、金融支援（利子補給）、足し網等の被害軽減対策支援

<代替魚導入支援>

赤潮発生年度	事業実施年度	実施主体	導入尾数
R 6	R 6	長崎市新三重漁協	約 4 万尾※
R 5	R 5・R 6	長崎市たちばな漁協	約 74 万尾

※令和7年度も継続



代替魚導入状況

(ウ) 令和7年度の取組み

a モニタリング体制の強化

【国 事 業】観測機器等の導入支援、モニタリングに係る経費支援

【市 事 業】モニタリング（サンプリング）の負担軽減を図る赤潮観測ドローンの開発（長崎大学との共同研究）

海洋環境観測の強化を図る実証試験（民間事業者との連携）

赤潮流動予測の精度向上に向けたデータ収集（九州大学、長崎大学との連携）



ウスバハギ

b 養殖再建支援、被害軽減・防除対策

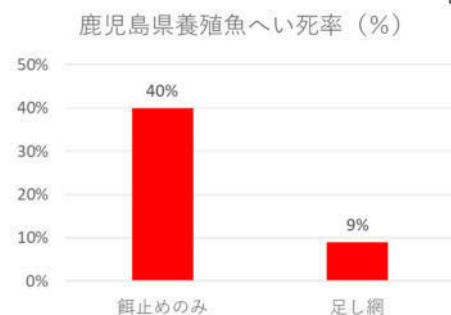
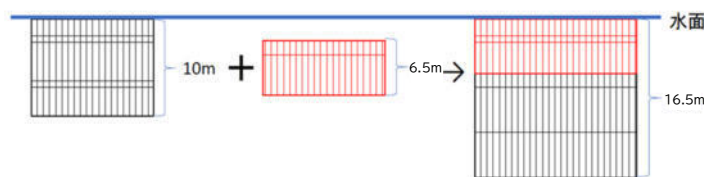
【県市事業】代替魚導入による養殖再建支援（令和6年度から継続）

足し網等の導入による被害軽減対策支援（令和6年度から継続）

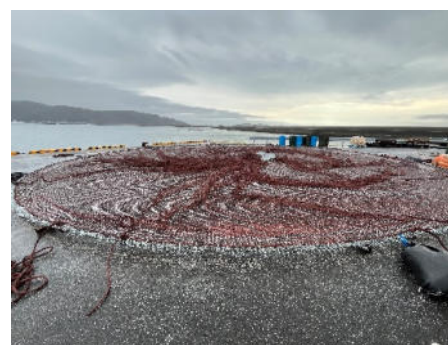
【市 事 業】魚種の複合化によるリスク分散をめざした成長が早い新魚種（ウスバハギ）の養殖試験

<足し網等導入支援>

足し網：生簀網を追加し、底網深度を延ばすことで赤潮からの逃げ場を作る



【導入イメージ】



生簀網 (10m) (現状)

+



足し網 (6.5m)

イ ながさきBLUEエコノミーの取組みについて

(ア) プロジェクトの概要

a 構成機関

- (a) 代表機関：長崎大学
- (b) 幹事自治体：長崎県
- (c) 幹事機関：協和機電工業株式会社
- (d) 参画機関：長崎市ほか約 53 社

b ビジョン：養殖DXの推進により、若者が集まり活気づく海と生きる地域社会の実現

(科学技術振興機構「共創の場形成支援プログラム」、令和5年度から10年間のプロジェクト)

c 事業費 2億円/年



(イ)「ながさきBLUEエコノミー」高島水産研究所

a 施設の状況

- ・旧長崎市水産センター高島事業所を長崎大学が使用貸借契約により活用

b 使用貸借契約期間

- ・令和5年7月10日～令和15年3月31日（10年間）

c 施設の使用目的

- ・ブリの早期採卵など、ブリの人工種苗の各種試験・研究を行い、人工種苗を用いたブリ養殖の生産体制構築を図る。

d 利用状況

- ・ブリの親魚養成、種苗生産施設として使用中。また令和7年度からはその他の魚種（アカハタ、ヒラスズキ、コノシロ）の親魚養成も計画している。
併せて、高度管理型養殖システムの開発として、沖合養殖システム開発などの情報収集を継続する。



(ウ) 旧高砂園

a 施設の状況

- ・旧高砂園を長崎大学が使用貸借契約を締結し活用準備中

b 使用貸借契約期間

- ・令和6年7月1日～令和15年3月31日（9年間）

c 施設の使用目的

- ・高島水産研究所の研究者をはじめ、島を訪れた学生等の教育施設及び宿泊施設として活用することで、高島水産研究所を中心とした水産海洋研究教育機能の充実を図る。

d 活用状況

- ・研究室及び宿泊室として利用するための計画検討中



(2) 農林業の振興について

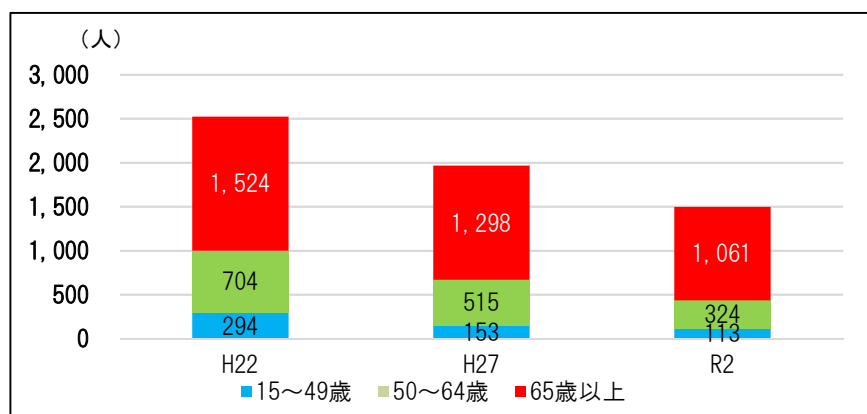
ア 農業の担い手創出の取組みについて

(ア) 概要

長崎市の農業従事者数は減少しており、農業者の高齢化率も高い状況にある。このような中、JA や関係機関と連携し、若年層の新規就農者への育成確保に取り組んできた結果、毎年 10 名以上の新規就農者が着業しているものの、さらなる担い手の創出が必要である。

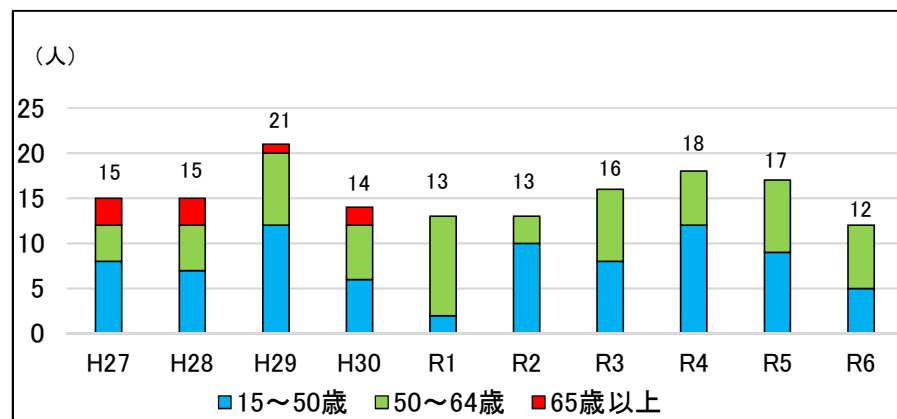
そこで、長崎市では、新規参入者に加え、農業後継者や定年帰農者などの「多様な担い手」を創出するため、都市型農業の魅力を発信するとともに、就農相談から定着支援、就農後のフォローアップまでをトータルでサポートしていく「長崎市就農トータルサポート」を推進している【経済再生アクションプラン】。

a 年齢層別農業従事者の状況（出典：農林業センサス）



農業従事者数:平成 22 年 2,522 人 → 令和2年 1,498 人（約 40.6%減）
 平均年齢: (65.7 歳) (69.0 歳) (3.3 歳増)

b 新規就農者の推移



≪新規就農者増加の要因≫

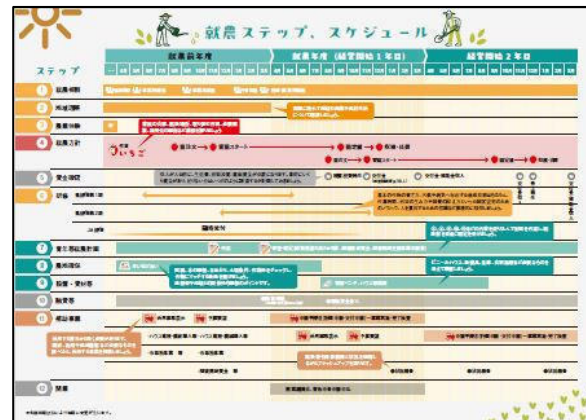
- ・ 技術習得のための研修施設の設置
- ・ 就農初動期の負担軽減を図るための給付金制度
- ・ ハウス等施設整備のための補助事業の創設
- ・ 就農後のフォローアップ活動等

(イ) 令和6年度の新たな取り組み

a 関係機関が連携した就農相談及び情報発信の充実



いちご農家や JA、県と連携した
オンライン就農相談会



就農支援リーフレット「就農ステップ」の制作



b お試し農業体験（現地見学＋農業体験ツアー）の実施



品目：びわ、いちご、草花、トマト、ミニトマト

c 中高年層向けの研修支援給付金制度の創設

●給付額：対象者1人につき 年間最大1,200千円

●給付期間：最長2年間

●主な給付要件

- ・長崎県新規就農相談センター又はJA長崎せいひ担い手支援センターで研修すること
- ・就農時予定の年齢が50歳以上65歳未満の、独立・自営就農を目指す者
- ・就農後5年以内に青年等就農計画（又は農業経営改善計画）の認定を受ける見込みの者など



(ウ) 令和7年度の新たな取組み

a 農業後継者に対する経営開始時の支援制度の創設

●補助対象者：経営規模を維持して経営継承する農業後継者

●対象事業：生産基盤整備事業（ハウス、附帯施設等）※機械等の更新も可能
小規模土地基盤整備事業

●補助率：2分の1以内（補助金額：上限1,000千円 下限200千円）



b 大規模基盤整備の検討支援

●補助対象者：農業協同組合又は農業者の組織する団体（2戸以上で認定農業者又は認定新規就農者を3分の1以上含むこと）

●補助率：2分の1以内

●対象事業：国の補助事業を活用した大規模土地基盤整備（5.0ha以上）の検討
（大規模土地基盤整備の基本構想の策定及び先進地視察など）



イ 有害鳥獣対策について

(ア) 概要

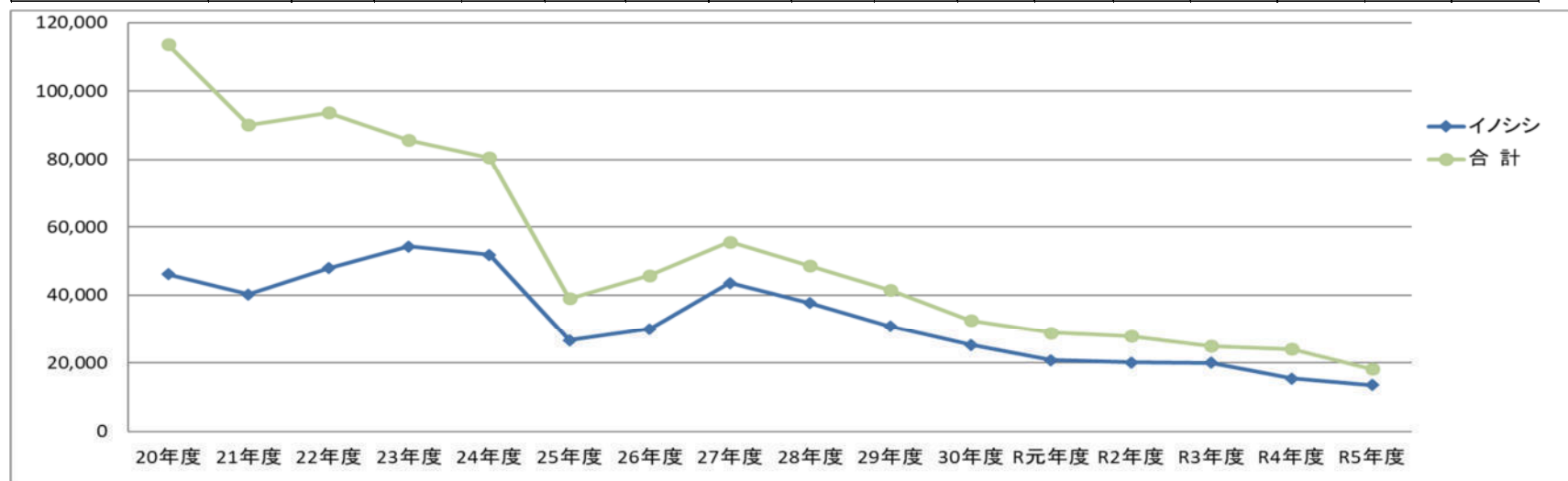
イノシシ・シカ等の有害鳥獣対策については、①防護、②棲み分け、③捕獲の3対策を実施するとともに、地域住民が連携した「地域ぐるみの取組み」を推進し、被害の軽減に努めている。

令和3年度からは、自治会等における防護柵設置の負担軽減を目的に柵の運搬・設置への支援を行っているところであるが、イノシシ等による市街地周辺での生活環境被害は依然として多く、令和4年度以降は、新設市道を活用した市主体による有害鳥獣対策防護柵の広域設置の検証・設置を行った。令和7年度は市が主体となって設置する広域防護柵の整備計画を策定するとともに、防護柵貸与資材配布及び捕獲に係る経費や労力について負担軽減に取り組み、市民の安全安心につなげる。

(イ) 有害鳥獣による農業被害金額

単位:千円

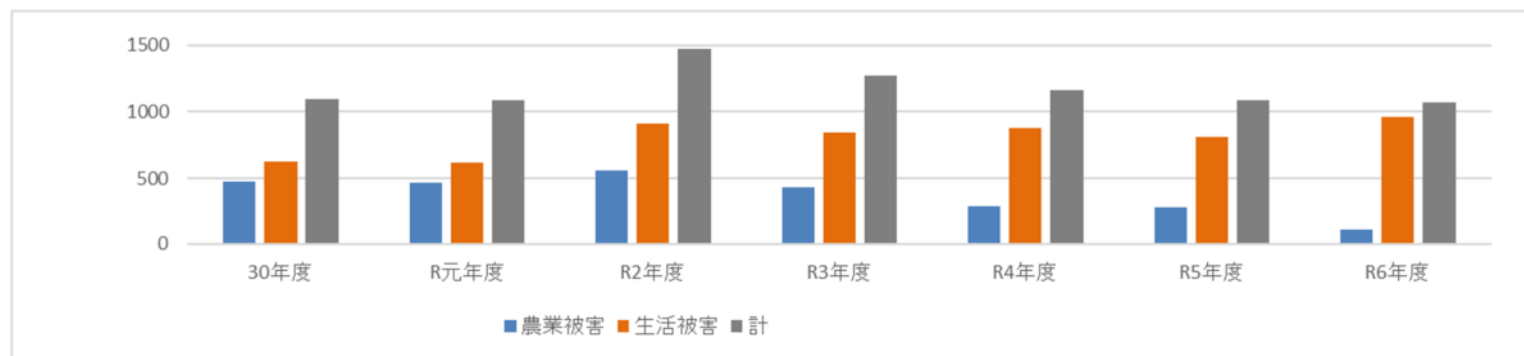
年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
イノシシ	46,224	40,273	47,919	54,285	51,900	26,671	29,953	43,571	37,712	30,790	25,252	20,826	20,155	20,046	15,421	13,561
シカ	19,380	11,493	10,799	8,322	10,443	1,121	2,502	1,267	1,173	1,105	794	243	283	275	170	0
カラス	45,301	18,106	16,815	9,752	5,824	3,037	1,937	3,835	1,616	2,765	1,843	1,416	3,341	2,133	1,055	934
アナグマ	2,343	6,568	7,211	8,119	5,596	4,046	2,410	2,497	2,843	1,782	2,226	1,772	2,087	253	4,646	1,738
テン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
タヌキ	325	—	—	3,662	4,153	—	1,037	632	596	938	648	546	767	38	231	398
ヒヨドリ	—	7,619	8,861	1,093	1,709	4,182	6,234	2,638	3,666	2,816	744	3,076	1,119	164	1,567	414
その他	—	6,127	2,100	521	963	—	1,815	1,270	983	1,266	1,000	976	158	2,092	914	1,232
合計	113,573	90,186	93,705	85,754	80,588	39,057	45,888	55,710	48,589	41,462	32,507	28,855	27,910	25,001	24,004	18,277



(ウ)有害鳥獣の相談件数

単位:件

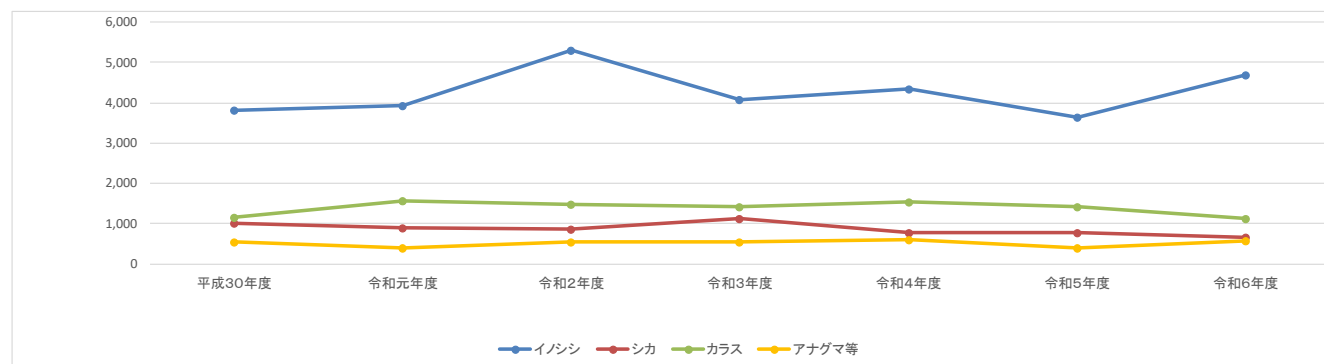
内 容	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
農作物被害	472	471	562	427	282	274	110
生活環境被害	626	620	908	847	878	812	964
計	1,098	1,091	1,470	1,274	1,160	1,086	1,074



(エ)有害鳥獣の捕獲実績

単位:頭、羽

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	3,828	3,925	5,318	4,079	4,341	3,628	4,682
シカ	1,017	881	859	1,132	771	781	655
カラス	1,151	1,561	1,489	1,419	1,541	1,419	1,140
アナグマ等	531	401	557	546	609	391	570



(オ)新設市道を活用した広域防護柵設置(令和4年度～)

市街地全体を守る観点から、市道を活用したワイヤーメッシュ広域防護柵の設置を進め、被害減少の有効性を検証する。

【令和4年度事業実績】

- | | | |
|--------|------------------------|--------|
| a 設置箇所 | ・ 江平～浜平 : 市道江平浜平線 | L=750m |
| | ・ 油木～虹が丘 : 市道虹が丘町西町1号線 | L=415m |
| b 事業費 | 8,800 千円 | |

【令和5年度事業実績】

- | | | |
|--------|------------------------|--------|
| a 設置箇所 | ・ 江平～浜平 : 市道江平浜平線 | L=180m |
| | ・ 油木～虹が丘 : 市道虹が丘町西町1号線 | L=300m |
| b 事業費 | 4,125 千円 | |

【検証結果】

- ・ 防護柵の設置後、継続して観測を行った結果、ワイヤーメッシュ柵設置区間でのイノシシの出没が減少し、通り道遮断に効果をもたらしている。
- ・ 定点カメラの観測では、イノシシの出没回数は減少がみられた。

【令和6年度事業実績】

- | | | |
|--------|------------------------|--------|
| a 設置箇所 | ・ 江平～浜平 : 市道江平浜平線 | L=426m |
| | ・ 油木～虹が丘 : 市道虹が丘町西町1号線 | L=517m |
| b 事業費 | 4,510 千円 | |

(カ) 広域防護柵整備計画検討委託(市有地等における広域防護柵整備計画の検討)

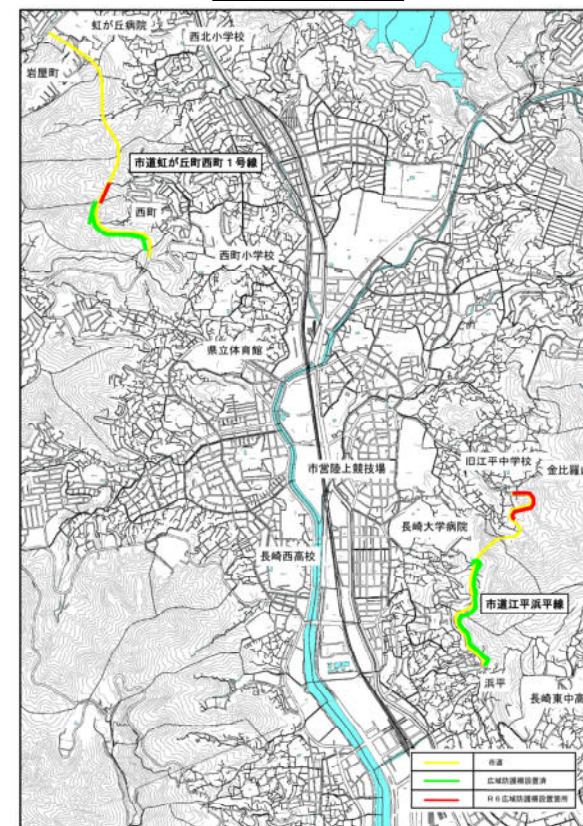
イノシシ等による市街地周辺での生活環境被害対策を強化するため、市が主体となって設置するワイヤーメッシュ広域防護柵の今後の整備計画を検討する。

a 業務内容

- ・ 現状分析 : 被害状況、被害相談件数、ワイヤーメッシュ柵の整備状況等の分析
- ・ 整備場所の抽出 : 現場の現地調査等により、緊急性の高い場所を抽出し、整備の優先順位を決定
- ・ 整備計画(案)の策定 : 設置ルート、概算費用、工期等の算定など

- | | |
|-------|----------|
| b 事業費 | 3,400 千円 |
|-------|----------|

位置図



ウ 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針について

(ア) 概要

近年、温室効果ガス削減目標の達成や頻発する自然災害の防止など、森林の有する公益的機能の重要性が高まる中、日本の森林の約4割を占める人工林は、長引く木材価格の低迷や森林所有者の高齢化・不在村化等により整備が十分に行き届かず、森林環境の荒廃が危惧されている。

このため、国において、適切な森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。この森林環境譲与税を活用し、森林の整備の促進に関する施策に取り組むことが期待されている。

長崎市においては、森林環境譲与税を有効活用するため、地域の実情に応じた効果的な施策に取り組み、その施策が広く市民に理解されるよう基本方針を定めた。

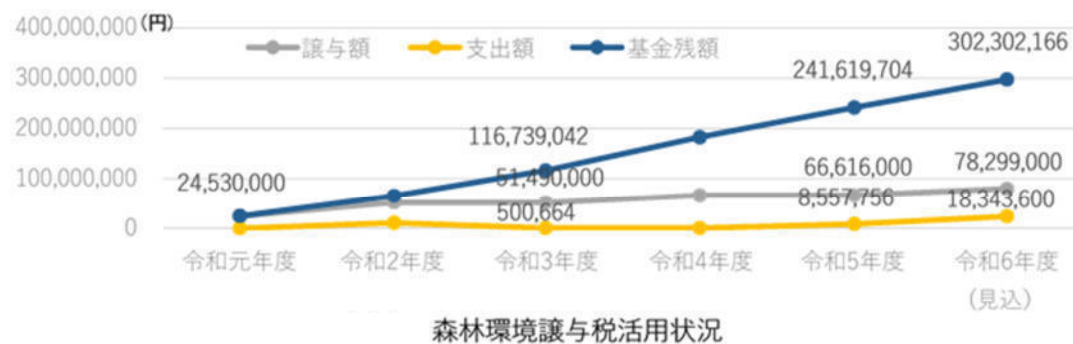
(イ) 長崎市の森林

a 森林資源

本市の総面積は、40,569haであり、そのうち森林面積は、21,940haで、総面積の約54%を占めている。所有形態別に見ると20,785haが民有林であり、そのうちヒノキを主体とした人工林の面積は7,301haであり、人工林率約35%となっている。

b 森林環境譲与税

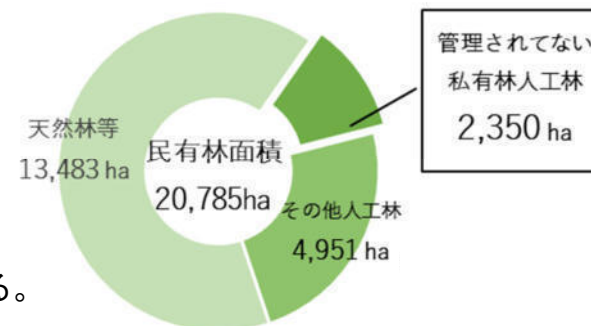
森林環境譲与税は、人口・私有林人工林面積・林業就業者数により全国の地方自治体に配分されており、本市は、人口が多いことから市町村譲与額の全国平均を上回っている。したがって、広く市民生活に影響する森林の公益的機能を発揮するための取組みへの活用が求められる。なお、全額を森林環境譲与税基金に積み立て、事業執行額を年度末に基金から繰り入れている。



(ウ) 長崎市の森林の現状・問題点

a 森林整備

近年の国内の木材価格はピーク時(昭和 55 年頃)に比べ、約 3 割に下落し、多額のコストを要する林業経営においては採算が取れなくなってきたため、森林整備を行わない所有者が増加している。現在、市内における民有林人工林 7,301ha のうち約 32%を占める、2,350ha の私有林人工林が管理されていない状況となっており、森林の有する二酸化炭素の吸収や水源かん養等の機能が低下する事態をまねいている。



長崎市の民有林の内訳

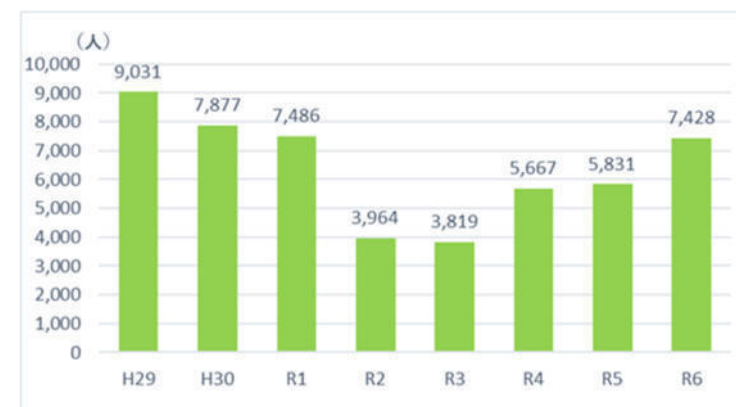
b 担い手確保及び育成

林業経営の担い手については、木材価格の低迷及び林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業就業者の高齢化や若年層の山林離れによる後継者不足であり、厳しい状況にある。

c 公益的機能に関する普及啓発

本市では、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資することを目的として、市内5か所に「市民ふれあいの森」を設けており、遊歩道や展望台等を整備している。

特に「長崎市体験の森」は平成6年に茂木町の市民の森内に設置され、これまで森林が有する公益的機能に関する普及啓発の機会を提供しているものの、設置から30年近くが経過し、施設が老朽化するとともに、利用者が減少している。



長崎市体験の森(森林体験館)利用者数の推移 ※長崎市調べ

d 木材の利用促進

長崎市においては、平成26年に「長崎市建築物等木材利用促進方針」を定め、市内の公共建築物及びその他建築物への木材の利用を積極的に促すこととしており、近年では、令和5年に竣工した長崎市庁舎に地域産木材から作られたCLT材パネルを使用しているが、長崎市木材利用促進方針によって定める木材の利用の目標に達するには至っていない。

(エ) 主な内容（具体的な取組方針）

a 森林整備の促進

(a) 森林経営計画未認定森林

森林所有者に対する森林整備に関する意向調査や未整備森林に対する新たな補助制度の創設などによって、森林所有者の森林整備に対する意欲向上を目指す。また、やむを得ない事由により森林所有者自らの管理が困難である場合は、森林組合等への委託による経営管理に誘導するよう、森林経営計画への参画を促すこととし、これによりがたい場合は市主体による森林経営管理制度の運用を図る。

(b) 森林経営計画認定森林

森林環境譲与税によらない既存の補助事業等の活用を促し、森林整備の促進を図る。

(c) 森林資源保全のための有害鳥獣対策

有害鳥獣による森林や林産物の被害を防ぐための取組みを行う。

(d) 森林緩衝帯の整備

気候変動等の影響により各地で頻発している山火事の予防や延焼を防止するための緩衝帯の整備を行うことで、森林資源、人命及び物理的被害の防止を図る。

b 人材育成・担い手の確保

森林の適正な管理を着実に実施するため、既存の林業経営体に加え、市内の建設業及び造園業を経営する事業体等に森林整備事業への参入を促し、労働力の安定的な確保を図る。

c 森林の有する公益的機能に関する普及啓発

森林が有する公益的機能の維持・向上に必要な森林整備について広く理解を求めるため、長崎市体験の森等を活用し「森林体験学習」や「木育活動」により森林の有する公益的機能に関する普及啓発を図る。

d 木材の利用促進

多くの市民が集う公共建築物の木造化・木質化の推進や、木材利用促進に供される施設の改修、及び間伐材で製作した木製品等の活用により、木材と触れ合う機会を創出し、木材の魅力を体感してもらうことで、木材の利用促進に努める。

(3) 水産振興計画・農業振興計画の見直し・策定の検討について

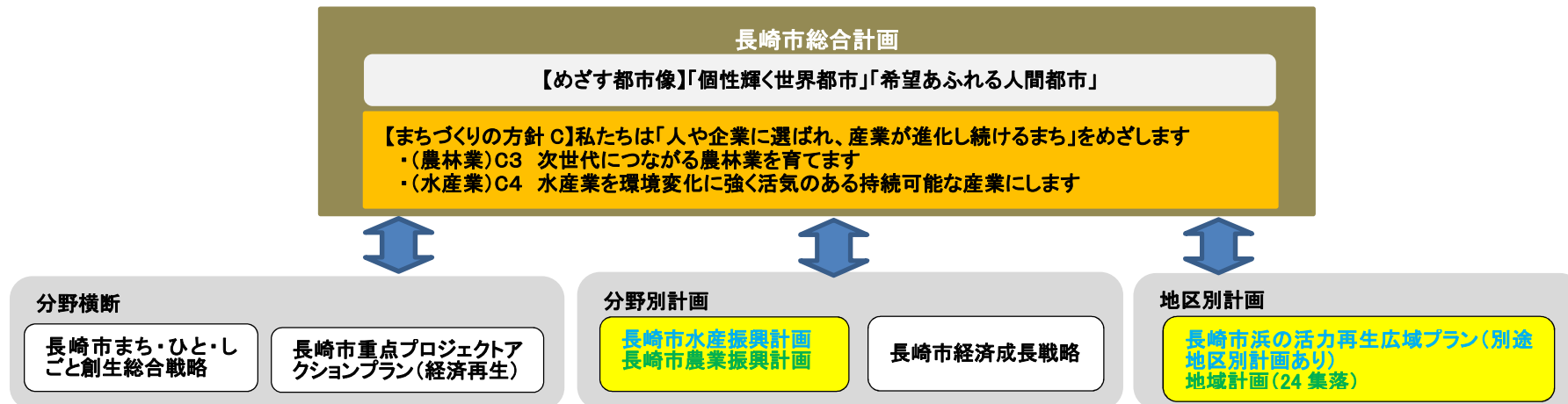
ア 概要

長崎市の水産業や農業は、担い手不足や高齢化、生産基盤の強化など、様々な課題があるが、これらの課題を生産者や関係団体と連携しながら解決し、次世代につながる持続可能な産業にしていく必要がある。

そこで、長崎市では、「長崎市第五次総合計画[前期基本計画]」をはじめとした全体計画のうち、水産業や農業分野の施策をより具体化し、今後の本市の水産業や農業のめざすべき姿とその実現方法を示すため、「第4次長崎市水産振興計画（R4～R7）」及び「第二次長崎市農業振興計画[前期計画]（R4～R7）」を策定し、それらの個別計画に基づき各種施策を推進している。

このような中、両計画の計画期間は令和7年度までであるため、本来であれば、今年度次期計画を策定する必要があるが、他の各種計画との重複、現在策定中の「長崎市第五次総合計画[後期基本計画]」の施策の方向性との調整、今年実施された農林業センサス2025の結果等の最新データの利活用など、改めて両計画の必要性を検討したうえで策定する必要があると考えていることから、両計画の計画期間を1年延長し、令和7年度は両計画の今後の方向性を検討することとしている。

イ 水産業・農業が含まれる計画の全体像



ウ 今後のスケジュール

令和7年10月頃まで 両計画の方針検討・決定

令和7年11月以降 上記方針や「長崎市第五次総合計画[後期基本計画]」の施策に基づく次期計画関連の手続き・対応

(4) 基盤整備について

ア 漁港施設、海岸保全施設の整備について

(ア) 概要

漁港施設においては、水産業の振興及び水産物の安全で効率的な供給を図るために、防波堤や物揚場などの整備を行っているが、堆積物により泊地の水深が不足しているため、船の航行や係留に支障が生じ漁業活動の負担となっていることから、浚渫工事を行い漁業者の漁業活動の負担を軽減する必要がある。

また、整備された施設は、波浪や塩害などで全体的に老朽化が進行していることから、対策を行い漁港施設の機能維持を図る必要がある。

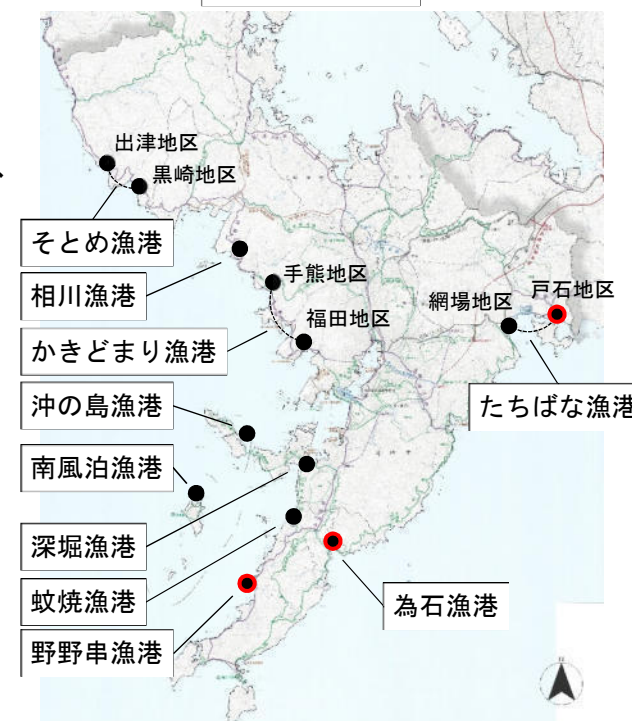
海岸保全施設においては、高潮・波浪等による海水の侵入などにより背後集落に被害が生じることから、護岸などを整備することで背後にある生命・財産を保全し、海岸保全区域全体の安全性の向上を図る必要がある。

(イ) これまでの取組み

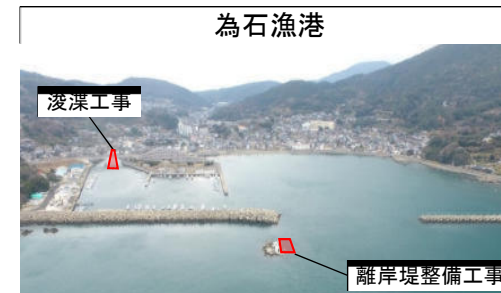
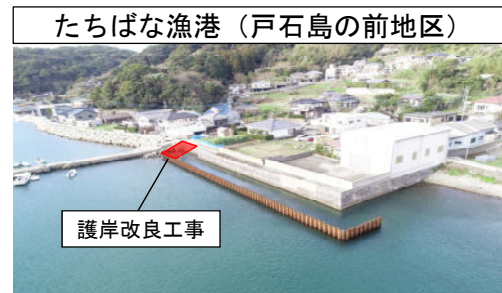
水産物の安定供給を図るための基盤や背後集落の安全性向上のため、総合的かつ計画的に漁港施設等の整備を実施してきたところである。

また、堆積物により水深が不足している泊地の浚渫工事や、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化と縮減を図るため老朽化診断などを行い、その結果に基づき、必要とされる保全工事を実施するなど施設の機能の回復を図っている。

漁港位置図



(ウ) 令和7年度の主な取組み内容



イ 農道、林道の整備について

(ア) 概要

長崎市が管理している農林道において、緊急性や危険度が高い法面の改良や老朽化による損傷の著しい路面の改修等を行い、安全性の向上や円滑な通行の確保を図る。また、地域防災計画に記載している農林道の自然法面等の危険箇所において、災害を防止するため整備を行う。

(イ) 令和7年度の主な取組み内容

予算名	内容
【単独】農業用施設整備事業費 農道	工事 ・ 農道三京白石原線（法面改修） ・ 農道さくらの里線（舗装改修） ・ 農道木場線（落石防止） 業務委託 ・ 農道琴原3号線ほか13線（橋梁点検）
【単独】自然災害防止事業費 農道	工事 ・ 農道現川中尾線、木場線（自然法面改良）
【補助】林業用施設整備事業費 林道	業務委託 ・ 林道西彼杵半島線ほか2線（橋梁点検）
【単独】森林基幹道整備事業費 西彼杵半島線	業務委託 ・ 林道西彼杵半島線（用地測量）
【単独】林業用施設整備事業費 林道	工事 ・ 林道加勢首線、大崎線（舗装改修） 業務委託 ・ 林道西彼杵半島線（地すべり観測）
【単独】自然災害防止事業費 林道	工事 ・ 林道新戸町線（自然法面改良等）

